日税メルマガ通信特別号

2019 年 9 月 7 日発行 編集: 日税メルマガ事務局

(株)日税ビジネスサービス

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29階

~税務のチェックポイント Q&A121

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

非収益事業の用に供した印刷原版のアルミ板を処分した場合の 法人税法上の取扱いについて

≪内容≫

関与先のA財団法人は、公益法人等に該当し、その活動内容等を広報するため、書籍及びパンフレット等を財団本部の事務所において印刷及び製本し、これを希望者に無償で配布しています。

この書籍等の印刷等に際し、輪転機の印刷原版にアルミ板を使用し、今まではこれを廃棄していました。

今回、財団から使用済みのアルミ板を専門業者に有償で引き取ってもらう予定で、この使用済みアルミ板の譲渡の対価として受領する金員は、法人税法上の収益事業に係る収益に該当しないと解して差し支えないかどうかの問い合わせがありました。どのようになるのですか教えてください。

『答』

アルミ板は、印刷等の際に使用するために取得したものであり、販売する目的で取得したものではありませんので、この売却による処分行為が独立した事業とは認められず、法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する物品販売業にも該当しないと考えられます。

(解説)

1 法人税法第2条第6号に掲げる公益法人等は、収益事業を行う場合に限り法人税の納税義務が生ずる(法法4①)とともに、収益事業から生じた所得に対して法人税が課されることになります(法法7)。法人税法上の収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいい(法法2十三)、法人税法施行令第5条第1項において34事業が限定列挙されています。

また、法人税法上の収益事業には、その性質上その事業に付随して行われる行為が含まれる旨規定されていることからすれば(法令5①)、公益法人等の行う事業が収益事業に該当しない場合には、その性質上その事業に付随して行われる行為から生じた行為についても収益事業に該当しないとされています。

なお、その事業と併せて行われる行為であっても、それが独立した事業と認められるような場合に は、その行為は単独で収益事業課税の対象となります。

2 ご質問における財団の行う書籍等の印刷等や無償による配布の事業の詳細が不明ですが、上記1の とおり法人税法上の収益事業に該当しないこという前提で検討します。

そうしますと、ご質問を前提としますと、当財団は、書籍等の印刷に必須の材料としてアルミ板を取得し、印字のために使用しているものであり、使用済みアルミ板の廃棄、売却などの処分行為は、書籍等の印刷等の一環として必然的に生じるものであり、その性質上書籍等の印刷等に付随して行われる行為に当たると考えられます。

また、アルミ板は、印刷等の際に使用するために取得したものであり、販売する目的で取得したものではありませんので、この売却による処分行為が独立した事業とは認められず、法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する物品販売業にも該当しないと考えられます。

3 したがって、当財団が行う使用済みのアルミ板の譲渡の対価として受領する金員は、法人税法上の 収益事業に係る収益に該当しないと考えられます。

〈著者プロフィール〉

山下 德夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、 税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。